

横芝光町農業委員会 5 月第 1 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 7 日(水) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主幹兼農政班長	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 7 年度第 1 次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

日程第 6 議案第 5 号

令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年5月第1回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p> <p>(伊藤会長あいさつ)</p> <p>(副町長あいさつ)</p> <p>(あいさつ後、退室)</p>
事務局	<p>本日の総会の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきまして伊藤会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名します。</p> <p>2番 伊藤 由美子委員、8番 鈴木淳委員に、お願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の 椎名主幹 を指名いたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について</p> <p>農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め</p> <p>る。</p> <p>令和7年5月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹</p> <p>次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、3件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。</p> <p>1件目の申請地は、宮川字馬場崎の畑1筆、字西ノ浦の畑1筆、字表の田1筆、字西ノ浦の田1筆、合計4筆、2,746㎡です。県外に住んでおり農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されていました。申請地では、水稻、落花生の作付けを予定しています。</p>

2件目は、木戸台字下笹内の田4筆、畑1筆、合計5筆 3, 273㎡。相続したが農業をしていない譲渡人から、譲渡人の○の○の○である譲受人へ、贈与により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は、○○○に住んでいますが、○○○にある○の実家に宿泊または通う予定です。新規就農ですが、現在まで管理をお願いしていた○○○の農地所有適格法人である○○○○に助言・指導をお願いしており、申請地では水稻の作付けを予定しています。

3件目は、新井字矢掛の畑1筆、字白幡前の畑1筆、合計2筆、1, 246㎡です。町外に住んでおり農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており自宅も近い譲受人へ経営規模拡大のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では苗木の作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議長 ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終了しました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。

10番 大木です。県外に住んでおり農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。なお、譲受人は以前から管理を任されていました。申請地では、水稻、落花生の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 實川です。相続したが農業をしていない譲渡人から、親類の譲受人へ、贈与により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は、○○○に住んでいますが、○○○にある○の実家に週3～4回宿泊または通う予

	<p>定です。新規就農ですが、現在まで管理をお願いしていた〇〇〇の農地所有適格法人である〇〇〇に助言・指導をお願いしており、申請地では水稻の作付けを予定しています。</p> <p>現地を確認したところ、耕耘されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p>
<p>3番</p>	<p>3番 土屋です。町外に住んでおり農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており自宅も近い譲受人へ経営規模拡大のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では苗木の栽培を予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について</p> <p>農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。</p>

令和7年5月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

次のページをご覧ください。計画変更は1件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。申請地は、〇〇〇〇〇〇の畑、1,014㎡です。譲受人は〇〇〇〇〇〇を受注した〇〇〇〇〇〇を行う〇〇で、転用目的は、〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇用地として、すでに令和4年12月2日付けで千葉県知事より許可を受けています。当初の計画では、令和7年5月31日までに事務所等の供用を完了し、農地へ復元する予定でしたが、〇〇〇〇〇〇〇〇の遅延等により全体の工程が後ろ倒しになっており、最長で令和8年3月まで工期が延長される見込みとなったことから、工事期間の延長申請がありました。令和8年3月31日までの工期となっております。変更内容は工事期間の延長のみです。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。議案第2号については、〇〇〇〇〇〇〇〇の遅れによる賃借権設定期間延長のため、担当委員の説明を省略します。議案第2号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 日程第4 議案第3号 令和7年度 第1次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 日程第4 議案第3号 令和7年度 第1次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。

令和7年5月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

議案第3号は、中間管理機構が、地権者から借受けた農地を担い手へ貸し付ける際に町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっているため、農業委員会の総会にてご審議をお願いします。

1件目について、右上に中間管理機構設定 1ページ目(1-1)と書

かかれているのが1件目の1ページ目、3ページの中間管理機構設定(2)と書かれているのが2件目、29ページからは、別の内容となります。

表の見方ですが、四角で囲った表の一番上、利用権を設定する者の住所及び氏名又は名称で、〇〇〇が地権者、四角の3段目、転貸をうける者の住所及び氏名または名称が耕作者で、〇〇〇となります。利用権を設定する期間許可の公告日から令和17年5月31日となります。

資料の1ページと2ページ、1件目は、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が、〇〇〇。農地は、宮川作間内後の田4筆、字作間内の田6筆、字川端の田3筆、合計13筆、5,127㎡。

2件目、3ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が、〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田2筆、422㎡。

3件目、4ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が、〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田2筆、240㎡。

4件目、5ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が、〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田2筆、522㎡。

5件目、6ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、谷中字長谷の畑2筆、字迎前の畑3筆、合計5筆、3,956㎡。

6件目、7ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、谷中字高田の畑1筆、3,030㎡。

7件目、8ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、谷中字高田の畑1筆、624㎡。

8件目、9ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、谷中字高田の畑2筆、2,406㎡。

9件目、10ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、谷中字高田の畑2筆、字道満の畑2筆、合計4筆、4,843㎡。

10件目、11ページは、農地を貸す方が、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字作間内後の畑3筆、1,959㎡。

11件目、12ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字名木の畑1筆、1,664㎡。

12件目、13ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字水玉幸谷の畑1筆、6,864㎡

13件目、14ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田1筆、162㎡。

14件目、15、16ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が

〇〇〇。農地は、木戸字老割の田 6 筆、字式割の田 4 筆、字七割の田 1 筆、合計 11 筆、9, 293 m²。

15 件目、17 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、於幾字北沖下の田 1 筆、両国新田字屋敷脇の田 2 筆、字小松の田 6 筆、合計 9 筆、6, 276 m²。

16 件目、18 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、於幾字北沖下の田 2 筆、1, 935 m²。

17 件目、19 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、於幾字橋本の畑 1 筆、2, 755 m²。

18 件目、20 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、於幾字踊台の田 2 筆、字小沼の田 2 筆、合計 4 筆、6, 090 m²。

19 件目、21、22 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は寺方字東中島の田 1 筆、曾根合字前田の田 2 筆、字後ノ町の田 1 筆、字沼の田 1 筆、合計 5 筆、8, 087 m²。

20 件目、23 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、寺方字東中島の畑 1 筆、2, 064 m²。

21 件目、24 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は谷台字東耕地の田 1 筆、575 m²。

22 件目、25 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田 7 筆、字入表の田 2 筆、合計 9 筆
14, 491 m²。

23 件目、26 ページは、農地を貸す方は〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田 1 筆、562 m²。

24 件目、27 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田 1 筆、553 m²。

25 件目、28 ページは、農地を貸す方は、〇〇〇、借りる方が〇〇〇。農地は、宮川字作間内の田 3 筆、字川端の田 3 筆、合計 6 筆、4, 787 m²。

26 件目、29 ページからは〇〇〇から受け手へ貸し付けていた、農用地利用配分計画のうち、新たな受け手へ変更となったため、耕作者が変更となるものです。2 件あります。

1 件目は、資料の 31 ページに記載されている 13 筆、面積は、7, 305 m²です。借受ける期間は、令和 13 年 4 月 15 日までで、借受ける方は、〇〇〇。

2件目は、原方字和宗内の田1筆、5, 294㎡で設定期間は既設定期間と同じ令和14年10月31日までで、借受け先は、〇〇〇であり、水稻を作付予定です。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間150日以上）を満たしていると考えます。以上、議案第3号の説明となります。

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

議長 議案第3号につきましては、審査件数が多いため耕作者ごとに採決いたします。はじめに、1件目から4件目の質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目から4件目までの案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目から4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて5件目から12件目の案件についての質疑を許します。

耕作者は、何を作付けしている会社ですか。

委員 事務局長 キャベツなどの葉物作物を作付けしています。

議長 他に質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目から12件目までの案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって5件目から12件目の案件については、原案のとおり決定しました。）

続いて13件目、14件目の案件についての質疑を許します。

〇〇〇は、〇〇〇ですか。

委員 事務局長 〇〇〇です。

議長 他に質疑ありませんので、質疑を終了し、13件目、14件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員
事務局
議長

全員賛成、よって13件目、14件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて15件目から20件目の案件についての質疑を許します。

〇〇〇さんは、個人でこれだけのことをされているんですか。

家族経営をされており、水田は18ha耕作しています。

他に質疑ありませんので、質疑を終了し、15件目から20件目までの案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって15件目から20件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて21件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、21件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、21件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて22件目から25件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、22件目から25件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって22件目から25件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて26件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、26件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって26件目の案件については、原案のとおり決定しました。

日程第5 議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について上程します。

事務局

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表（案）について

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表（案）について本会の議決を求める。

令和7年5月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農業委員会の事務事業については、農業委員会等に関する法律に基づき、公表を毎年行うこととなっており、定められた様式に記載したものを案としてまとめています。なお、公表は町のホームページで行うこととしています。

1 ページ目をご覧ください。昨年度の最適化活動の実績公表（案）になります。「Ⅰ 農業委員会の状況」は、前任の農業委員に関することと、統計データなどから引用し記載しています。

次のページ 2 ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積②目標」に記載されているように認定農業者や集落営農などの担い手に対する目標集積面積は564.1haでしたが「③実績」の表にありますように、集積実績は27.8haと目標に届きませんでした。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」では、「②目標」は緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことですが解消目標面積を7.2haと設定したところ、「③実績」で8.6haの解消となっており目標を上回りました。

3 ページ目 「(3) 新規参入の促進」ですが、「①現状及び課題」で令和2年度から三ヶ年は経営体の参入実績がありませんでしたが、昨年引き続き、令和6年度は1経営体が参入し3.2haの営農を始めていただけました。

4 ページ目 上から2つ目の表 「農業委員会の点検結果」としては、農業後継者がいないことが多く農業従事者が高齢化するとそのまま廃業すると思われる。機械購入等の設備投資が必要な業種のため、異業種からの参入が難しいことを記載しました。

その次の「2 最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向け、どのような活動を行ったかについて目標と実績が記載されています。「(2) 活動強化月間の設定」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むこととして2回の強化月間を設

定し、目標どおり実行しております。

5 ページ「3 新規参入相談会への参加」ですが、令和 6 年度は町産業まつり時に「新規就農相談会」として 1～2 名の参加者を見込んだところ、実績としては、就農相談はなかったところです。そのため、目標達成状況としては「目標に対して期待を下回る結果」となっております。

最後に、6 ページ 「Ⅲ 事務の実施状況」ですが、定例総会の開催状況や農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条の処理件数について記載されています。違反転用については新規発生はなかったものの、令和 3 年度以前のもものが解消に至っておりません。なお、違反転用面積については千葉県からの指導により、30 年以上前の案件を追記することとなったことから増加しております。この案件は〇〇〇に関するものです。以上、議案第 4 号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第 4 号の朗読並びに説明が終わりましたので、本案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第 4 号について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第 4 号については、原案のとおり決定しました。続いて、日程第 6 議案第 5 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)について
令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)について本会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 7 日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

これも、町ホームページで公表しているものですが、今年度の最適化活動に係る目標設定にとなります。

1 ページ目をご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、現在の農業委員に関することと統計データなどから引用し記載しています。

2 ページ目をご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」で、まずは「1 最適化活動の成果目標」について、3 つの項目を設定しています。

「(1) 農地の集積」は2つ目の表「②目標」に記載のとおり、目標年度である令和7年度末の集積率を50.2%、これに向け新規の集積目標面積を526.3ha、今年度末での集積面積を1,581.3ha、集積率50.2%と設定しました。

「(2) 遊休農地の解消」は、「②目標」に記載のとおり緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことですが解消目標面積を昨年度と同じく、7.2haと設定しました。

3ページ目 「(3) 新規参入の促進」は、公表可能な新規参入者への貸付面積を5.9haと設定しました。

続いて「2最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向けどのような活動を行うか、について目標を設定しています。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1か月の間に5日と設定しています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むことを目標として設定しています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、昨年度同様に町産業まつりでの就農相談コーナーを開設し、1～2名程度の参加を目標としたいと思います。

委員の皆さまと共に、取り組みを進めて参りたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりましたので、本案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第5号について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、議案第5号については、原案のとおり決定しました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。

以上をもちまして、令和7年5月第1回 農業委員会定例総会を閉会します。

議長

事務局

